

上尾市立上平小学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂

目 次

	ページ
はじめに	… 1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	… 2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本認識	
2 いじめの問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）	… 2
(1) 設置目的	
(2) 組織の構成員	
(3) 活動内容	
(4) 関係機関との連携	
3 いじめの防止	… 3
(1) 教師の言動・姿勢	
(2) いじめを許さない学級づくり	
(3) 教科の指導と生徒指導の一体化	
(4) 道徳教育の推進	
(5) 児童によるいじめ防止の取組	
(6) ネットいじめへの対応	
4 いじめの早期発見及び早期対応、解消	… 7
(1) いじめの早期発見	
(2) いじめの早期対応	
(3) いじめ発生時の対応・措置に関する留意事項	
(4) いじめの解消	
(5) 重大事態への対処	

はじめに

本校では、これまでいじめは、人として決して許されない行為であり、学校は、児童一人一人の変化を見逃さず、真摯に対応しなければならないとの基本姿勢をもち、

「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」との認識をもち、児童・教職員・保護者アンケートを定期的実施し、児童が安心して楽しく学ぶことができるよう、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止と早期解決に取り組んできた。

しかし、依然として、人を傷つける言葉遣いや行動が払拭されたとは決して言いきれない現状があり、日常の生活の中で、児童の「居場所づくり」や「絆づくり」に引き続き努めていかなければならない。

また、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けて、いじめの実態や具体的な事例を学校全体で検証する組織の確立や時間確保、いじめを未然に防止する活動計画や活動内容についての具体的な取組を推進し、教職員が一体となっていじめの見逃しゼロに向けて取り組むことが必要である。

「上尾市立上平学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

重大事態への対処については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り迅速な対応ができるようにする。また、策定した学校いじめ防止基本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

本校では、いじめの定義を次のとおり認識する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴があることを認識する。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる。
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」「うざい」などの言葉から始まる。
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい。
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する。
- 3 いじめは集団化してくる。
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する。
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する。
→いじめに気づかないと、執拗に巧妙に長期にわたっていじめを続ける。
- 5 場面が変われば立場も変化する。
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある。
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある。
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう。
- 7 教師の言動や姿勢が、いじめを誘発することがある。
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう。

2 いじめの問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップのもと、全職員の協力体制を確立し、学校設置者や関係機関とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

いじめ対策支援チームは、学校におけるいじめの防止及びいじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長	教頭	主幹教諭（教務主任）	生徒指導主任
生徒指導部員（3部会担当）	教育相談主任	保健主事	養護教諭

組織には、いじめの疑いに係る関係学級担任及び学年主任を加えるとともに、事案により必要な構成員を加えるものとする。また、必要に応じて機動力を高めるため、少人数チームで対応する。

(3) 活動内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となり、いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

(4) 関係機関との連携

- ア 保護者との連携、協力依頼等
 - ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認める場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- イ 教育委員会との連携
- ウ 警察・児童相談所・人権擁護機関等との連携
 - ・犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
 - ・学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、または重大な被害に発展するおそれがある場合は、警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行う。
 - ・警察と情報共有・相談をする際は、原則、教頭が連絡窓口となる。
- エ さわやか相談室相談員、スクールカウンセラーとの連携
- オ 上平小学校下校ボランティア、学校応援団等との連携

3 いじめの防止

いじめは、どの児童にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、一人一人が生き生きと活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

集団の一員としての自覚や自信を育み、ほめる教育を推進して自己有用感を味わわせ、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図ることで、

「いじめを絶対に許さない学校」を創造する。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きた時に早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、以下のことに留意する。

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って、組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人への十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進行させてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になることを認識する。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」と「いじめられている児童を守り通す姿勢」をもち、保護者との信頼関係を醸成する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 教師は、明るく前向きに生活し、笑顔あふれる学級の雰囲気醸成するとともに、集団生活のルールを確立し、不正に対して毅然とした態度で臨む。

イ 児童の興味・関心や能力にあった活躍の場を用意して一人一人に自己有用感をもたせるとともに、相互の話し合いを深め、児童自身が主体的に活動する学級づくりをする。

ウ 教師間の情報交換を密にし、連携を取り合い、複数の教師が学級づくりに関わる。

(3) 教科の指導と生徒指導の一体化

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となる。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識した実践に他ならない。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが、児童生徒の発達を支える。

ア 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められる。学習の状況等に基づく「指導の個別化」や、児童生徒の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「学習の個性化」により個別最適な学びを実現できるように、授業で工夫することが大切である。児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じることにより、「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」になるよう創意工夫することが必要である。なお、ICT の活用は、授業における個別最適な学びの実現に役立つ。

イ 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切である。例えば、児童生徒がお互いに、自分の得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくりが求められる。このような授業を通して実現される共感的な人間関係が育つ学習集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤となる。そのためには、教員が学級・ホームルームの児童生徒の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示すことが大切である。教員が児童生徒の間違いや不適切な言動に、どのように対応するか、児童生徒は常に関心を持っている。

ウ 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業場面で自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育つ。したがって、教員は、児童生徒に意見発表の場を提供したり、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表する、作品を作る、演じるなどの取組を積極的に進めたりして、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要である。

エ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠である。授業は一般に学級・ホームルームの単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場

所」になることが望まれる。

(4) 道徳教育の推進

道徳教育を充実させ、いじめの未然防止を図る。

ア 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題にできること』」を活用するなど、自他の命を尊び、思いやりと勇気の心をはぐくむ。

イ 道徳科の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

ウ いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

エ 東日本大震災等により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童に対するいじめ防止の教育を推進する。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 「上尾市いじめ防止子供サミット」における上平中学区での取り組みを実施する。

イ 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」を常時教室に掲示し、意識を高める。

ウ 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童から募集する。

エ 「人権集会（いじめ根絶児童集会）」を実施する。（人権週間内で実施）

オ 帰りの会であいさつ・言葉遣い・友達との関わり等について、自分を振り返る時間を設ける。

カ 人権標語・人権作文の作成に全校で取り組む。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

「非行防止教室」「ケータイ安全教室」等を児童・保護者を対象に実施し、情報モラルの向上を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、自己の考えのみで、いじめではないと判断したり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や

教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは、恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。

- ・「学校の生活アンケート」（児童対象）を毎月実施する。
- ・「子どものサイン発見アンケート」（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・「子どものサインチェックリスト」（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

（2）いじめの早期対応

まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

ア 児童のいじめを疑う。

（朝・帰りの会や授業中、休み時間、給食・清掃時間などの観察・個人面談等）

イ 児童の声に耳を傾ける。

（学校の生活アンケート・個人面談等）

ウ 児童の行動を注視する。

（生徒指導上での事象・いじめのサイン発見チェックリスト）

エ 保護者と情報を共有する。

（子どものサイン発見アンケート・連絡帳・電話・PTA会議等）

オ 地域や中学校校区での連携

（小中連携・小学校間での連携・上平中学校区生徒指導連絡協議会で情報共有）

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、調査・聴取を行い、事実関係を確認の上、被害児童を守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、いじめの解消に取り組む。また、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、認知年度後5年間とする。

(3) いじめ発生時の対応・措置に関する留意事項

ア いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。

イ いじめる児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

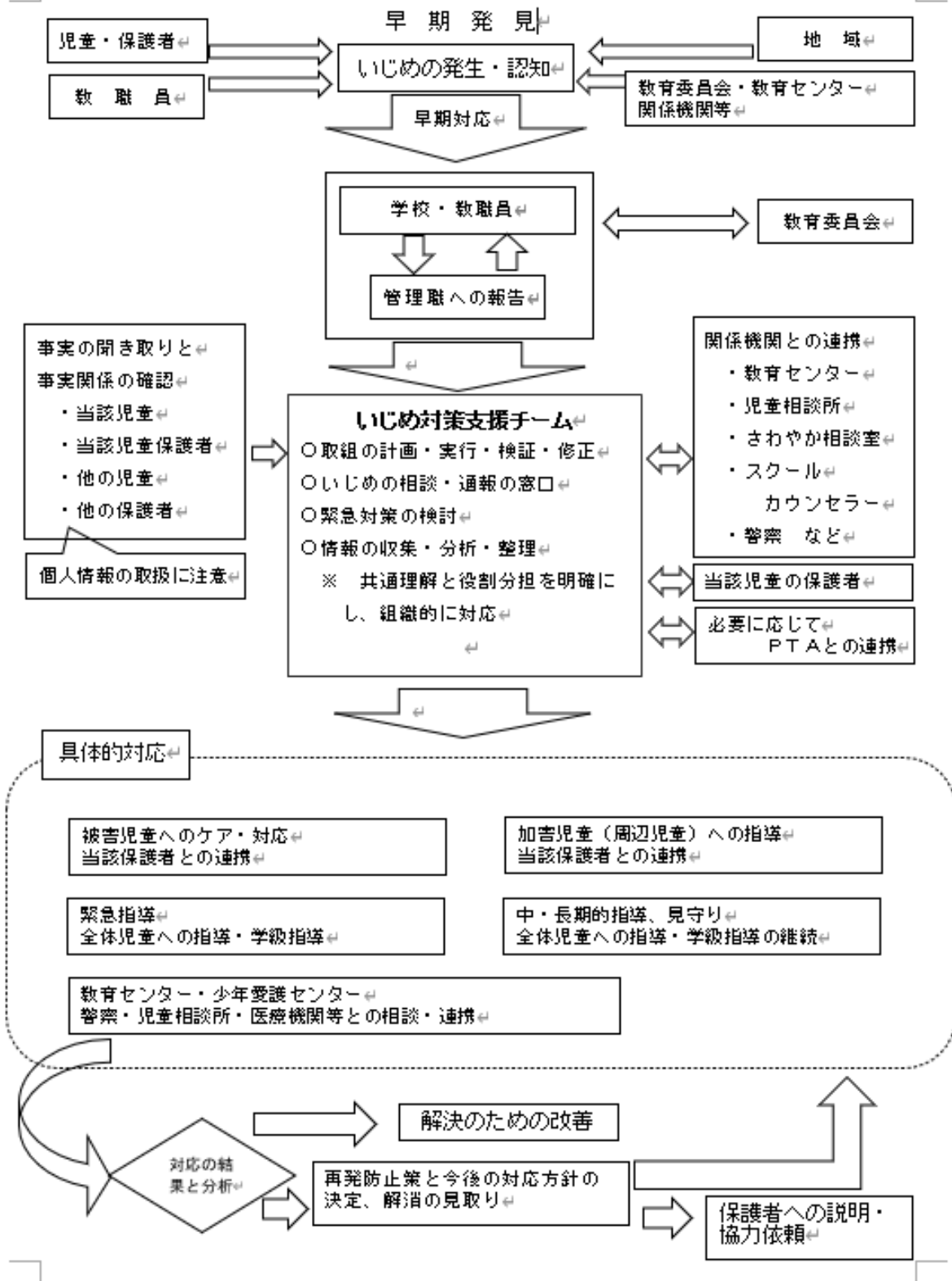
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを児童本人及び保護者に確認する。

いじめの解消に至った場合においても、再発する可能性があり得ることを踏まえて対応する。

4-(5) いじめ対策支援図



(5) 重大事態への対処

【重大事態とは】

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

＜想定されるケース＞

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。(16ページ参照)

イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。

エ 当該学校は、法第22条に基づく、いじめの防止等の対策のための組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、**対象**児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明し

ておく。

- キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係を対象児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 学校は、上記エの調査結果を上尾市教育委員会へ報告する。その際、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ケ 上記クの調査結果を上尾市教育委員会は上尾市長へ報告する。報告を受けた上尾市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行う。
- コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- サ 上尾市長及び上尾市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- シ 上記ケの調査を行ったときは、上尾市長はその結果を上尾市議会に報告する。

(2) 上尾市教育委員会又は学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(7) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受け

る児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、上尾市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに上尾市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行うことを基本とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと上尾市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、上尾市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、上尾市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

上尾市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、第三者委員会方式（問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査にあたる。問題調査委員会の組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平

性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。

また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づきいじめの防止等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と上尾市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は上尾市教育委員会は、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

対象児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である

(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、対象児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、対象児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するとともに、事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。

② 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行ったりすることなどが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、問題調査委員会が中心となる。必要に応じて、問題調査委員以外に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、上尾市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることの

ないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、**県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「第2章 自殺防止について」**も参考にする。

(キ) 関係資料の保存について

重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

(ク) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校及び上尾市教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

上尾市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、上尾市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、上尾市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、学校に係る調査結果は上尾市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて上尾市長に提出する。

(3) 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた上尾市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この調査は、上尾市長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、上尾市教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

上尾市長及び上尾市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、上尾市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、上尾市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対する必要な配慮を行う。

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

連絡協議会において毎年度、上尾市いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、

上尾市いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生時の報告

- ・重大事態が発生した場合は、上尾市教育委員会へ速やかに報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・法第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅し明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果をもとに、再発防止に取り組む。

キ 関係資料の保存

- ・重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。